

様式第六号(第九条の二関係)

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (記入例)

令和元年12月9日

申請日を記入のうえ申請すること

高知県知事 様
(高知県知事 濱田 省司 様)

申請書の宛名は上記のいずれかのとおり記載すること

申請者 〒○○○-○○○○

住所 ○○県○○市○字○番地○

氏名 ○○株式会社

印

代表取締役 ○○ ○○

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

申請者が法人のときは、法人の履歴事項全部証明書のとおり、申請者が個人の場合は住民票のとおりに記載すること

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む。)</p> <p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*1、*2を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固型不要物、ゴムくず、金属くず(*2を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1、*2を含む。)、鋳さい、がれき類(*1を含む。)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令第13号廃棄物、以上20品目。</p> <p>(ただし、産業廃棄物の種類に、*1:石綿含有産業廃棄物、*2:水銀使用製品産業廃棄物、*3:水銀含有ばいじん等を含む旨の表示のない場合は、それぞれ含まない。)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 ○市○字○番地○ 電話番号 ○○</p> <p>事業場 ○市○字○番○ 電話番号 ○○</p>
<p>事業の用に供する施設の種別及び数量</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙のとおり</p> <div data-bbox="893 1523 1396 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事務所:支店等 事業場:駐車場、積替え保管場所 土地(建物)の全部事項証明書に記載の所在地を記載すること</p> </div>
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	〇〇県	〇〇〇
申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
(法人で)	申請者が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書のとおり、 申請者が個人の場合は、住民票のとおり記載すること	
(ふりがな)名称	住所	
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住所
	法定代理人がない場合は、記載しないこと	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住所
〇〇 〇〇	SO. O. O	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇
	代表取締役	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇
〇〇 〇〇	SO. O. O	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇
	取締役	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇
〇〇 〇〇	SO. O. O	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇
	氏名の漢字、住所表示等、住民票に記載されているとおり記載すること 役職名は履歴事項全部証明書に記載されているとおり記載すること	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数	〇〇〇 株		出資の額	〇〇 万円	
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍		
		割 合	住 所		
まるまる 〇〇 〇〇	S〇.〇.〇	〇〇〇 株	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇		
		〇〇 %	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇		
まるまる 〇〇株式会社		〇〇〇 株	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇		
		〇〇 %	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇		
氏名の漢字、住所表示等、住民票に記載されているとおり記載すること 法人株主の場合は、履歴事項全部証明書に記載されているとおり記載すること					

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

(1) 事業の概要 (主な運搬計画)

- ・〇〇で発生する〇〇廃棄物を収集し、中間処分業者へ運搬す
- ・〇〇で発生する〇〇廃棄物を収集し、最終処分業者へ運搬す
- ・取り扱う産業廃棄物及び運搬先等は、2. に記載のとおり。
(取り扱う水銀使用製品産業廃棄物は、〇〇、〇〇、〇〇)

積替え保管場所
・当該申請に係る場所のみ記載

取り扱う産業廃棄物

- ・水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う場合は、1. (1) に取り扱う品名を記載

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類	2 t/月	固形 (梱包材)	(有)〇〇 高知県〇〇市〇〇番	高知県〇〇市〇〇大字〇〇字〇〇番〇	(株)〇〇 (〇〇県〇〇市)
2	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	1 t/月	固形 (〇〇)	(有)〇〇 高知県〇〇市〇〇番		(株)〇〇 (〇〇県〇〇市)
3	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)	1 t/月	固形 (〇〇)	(有)〇〇 高知県〇〇市〇〇番		(株)〇〇 (〇〇県〇〇市)
4	廃プラスチック、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	1 t/月	固形 (廃蛍光灯)	(有)〇〇 高知県〇〇市〇〇番	高知県〇〇市〇〇大字〇〇字〇〇番〇	(株)〇〇 (〇〇県〇〇市)
5						
6	<p>予定運搬先 ・水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等については、取り扱っていることを処分業者に確認のうえ記載</p>					
7						

備考 取扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第六号の二(第九条の二関係)

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバー	高知〇〇は〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇(株)	土砂等除く
2	ダンプ	高知〇〇は〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇(株)	
3	ダンプ	高知〇〇な〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇(株)	水密式
4	船舶	1 2 3 4 5 6	〇〇〇〇	〇〇(株)	〇〇丸
5	<p>運搬車両を記載する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車検証に記載のとおり、車体の形状、車両番号、最大積載量、所有者又は使用者を記載 ・備考には、水密式や、土砂等を除く（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法に規定する土砂等を運搬できない車両）など、特記事項を記載 <p>船舶を記載する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の名称（船名）は、備考欄に記載 ・登録番号には、船舶番号を記載 ・最大積載量には、 載貨重量トン数を記載 				
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 駐車場を変更する場合は付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
ドラム缶	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	200L			
ドラム缶	汚泥、金属くず	200L			
ドラム缶	汚泥、廃油	200L	密閉式		

(3) 積替え又は保管施設の概要(所在地、産業廃棄物の種類ごとの高さ、保管面積及び保管上限等)

○積替え保管する産業廃棄物の種類(積替え保管を行わない場合は「該当なし」と記載)

・保管場所1(高知県〇〇市〇〇大字〇〇字〇〇番〇)

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

保管面積 40.0 m²

保管上限 13.4 m³

積み上げることができる高さ 1 m

・保管場所2(高知県〇〇市〇〇大字〇〇字〇〇番〇)

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

保管面積 4.0 m²

保管上限 0.8 m³

積み上げることができる高さ 0.9 m(容器保管:ドラム缶)

(平面図、断面図、保管面積等算出根拠等を、下記に記載又は別添すること。)

(計算式)

・保管場所1

保管面積 $4\text{ m} \times 10\text{ m} = 40.0\text{ m}^2$

保管上限 $40\text{ m}^2 \times 1\text{ m} \times 1/3 = 13.333\text{ m}^3$

・保管場所2

保管面積 $2\text{ m} \times 2\text{ m} = 4.0\text{ m}^2$

保管上限 $0.2\text{ m}^3 \times 4\text{ 本} = 0.8\text{ m}^3$ (ドラム缶で保管)

- ・水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を積替保管する場合は、他の産業廃棄物と混合するおそれのないよう区分できる方法で保管すること。また、カラー写真を添付すること。
- ・保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

○車両毎の用途

・キャブオーバ

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

〇〇は〇〇に入れて運搬する。

・ダンプ

ばいじん、燃え殻

〇〇は〇〇に入れて運搬する。

・ダンプ(水密式)

汚泥、廃油

〇〇は〇〇に入れて運搬する。

車両ごとの用途

- ・車両ごとに運搬する産業廃棄物の種類
- ・容器を使用して運搬する産業廃棄物の種類を記載

○収集運搬を行う時間

平日午前8時から午後5時まで

○休業日

日曜日、祝祭日及び年末年始

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

重複している場合は重複している人数を(○)と記載すること		専任、顧問等の登記外	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	2人	人	1人	10人	10人 (10)	人	16人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置(飛散、流出、悪臭、騒音及び振動等の発生防止措置等の取扱い上の注意事項)

- ・ 運転中は、荷こぼれのないよう荷積みの状況を確認し、運転中に廃棄物が飛散しないよう荷台をシートで覆う。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は破碎せず、その他のものと区分して収集運搬する。
- ・ 汚泥は、運搬中に流出しないよう〇〇で運搬する。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は飛散流出、破碎することのないよう、また、その他のものと区分するため〇〇〇〇で運搬する。
- ・ 水銀含有ばいじん等は運搬中に飛散流出、揮発することのないよう、また、その他のものと区分するため〇〇〇〇で運搬する。
- ・ 運搬容器を使用する場合は、内容物が破損、飛散等しないよう〇〇で固定する。

運搬に際し講ずる措置

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物について、飛散流出、破碎することのないよう、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集、運搬する方法について記載
- ・ 水銀含有ばいじん等について、飛散流出、揮発等を防止するための方法、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集、運搬する方法について記載

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置(飛散、流出、悪臭、騒音及び振動等の発生防止措置等の取扱い上の注意事項)

(積替え又は保管を行わない場合は、記入しないこと)

- ・ 容易に人が立ち入らないよう囲いを設置する。
- ・ 汚水等の地下浸透を防ぐため、床面をコンクリート張りする。
- ・ 公共水域及び地下水の汚染を防ぐため、沈殿槽及び排水溝を設ける。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は、他のものと区分し、仕切りを設けて保管する。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は、他のものと区分し、破損しないよう〇〇〇〇で保管する。
- ・ 水銀含有ばいじん等は、他のものと区分し、飛散流出、揮発することのないよう〇〇〇〇で保管する。また、高温にさらされないため、〇〇〇〇で保管する。

積替え又は保管の場所において講ずる措置

- ・ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物について、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を記載
- ・ 水銀含有ばいじん等について、その他の物と混合するおそれのないよう、飛散流出、揮発等することのないよう、また、高温にさらされないために必要な措置等を記載

(3) その他

- ・ 以下の指針、ガイドライン又はマニュアルに基づき、廃棄物の取扱い方法を従業員等に周知徹底を行う。(指針、ガイドライン又はマニュアルの名称)

石綿含有廃棄物等処理マニュアル
建設廃棄物処理指針
水銀廃棄物ガイドライン
産業廃棄物処理業の許可申請のための講習会

6. 本許可申請にあたり書類を作成した事務担当者の氏名及び連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)

〇〇課 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

車両の貸借及び使用に関する証明書

年 月 日

高知県知事 様

下記のとおり貸主と借主は車両の貸借契約を締結していることを証明します。

なお、適合しなくなった場合には、借主は当該車両の使用を廃止する旨の（特別管理）産業廃棄物処理業廃止・変更届出書を提出します。

- 1 貸借目的 借主が（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行うために、下記の期間継続して使用すること。
- 2 貸借条件 ①借主、又は借主が雇用した従業員が運転するものであり、貸主、貸主の従業員が当該車両を運転する等、貸主が借主の名義で（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行うものではないこと。
②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自らの（特別管理）産業廃棄物収集運搬業に当該車両を使用するものではないこと。
③貸主は、借主が当該車両を借用している間、貸主以外の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者に当該車両を重ねて使用させるものではないこと。

3 自動車登録番号 高知〇〇な〇〇〇〇

4 使用期間 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日

貸主	住所	貸主は、車検証に記載されている所有者若しくは使用者であること（氏名又は名称及び住所は、車検証に記載されているとおりとすること）	印
	氏名（名称）		
	電話番号		
借主	住所	〇〇県〇〇市〇字〇番地〇	
	氏名（名称）	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	印
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

自動車登録番号又は 車両番号	高知〇〇な〇〇〇〇
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 車両の前面（真正面）を撮影すること。・ ナンバープレートが確認できること。 <div data-bbox="539 1133 1114 1240" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;">カラー写真を添付すること 正面及び側面の全体が写っていること</div>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 車両の側面（真横）を撮影すること。・ 名称等の車体の表示が確認できること <p>(既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、 「会社名（個人名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付 すること。)</p> <div data-bbox="970 1966 1445 2016" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right;">撮影 令和〇〇年〇〇月〇〇日</div>

様式第六号の二(第九条の二関係)

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 			
撮 影			令和〇〇年〇〇月〇〇日

カラー写真を添付

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 			
撮 影			令和 年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	6300	
土地	事業場(駐車場) 300	
事務所		
収集運搬車両	車両2台 6000	
積替保管施設		
調 達 方 法	自己資金	6300
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始に当たり、新たに資金を調達した場合のみ記載すること ・新たに資金を必要としない場合は、資金の総額欄に、その理由を記入すること <p>(記載例: 現在所有している施設等を使用して事業を行うため、新たに資金は必要としない。)</p> </div>		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

様式第六号の二(第九条の二関係)

(第9面)

資産に関する調書 (個人用)			
令和〇〇年〇〇月〇〇日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	四国銀行普通預金	2	10,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物	家屋	2	30,000
備 品	土地及び建物の価格には、土地・家屋課税台帳に記載されている評価額を記載すること		
車 輦			
そ の 他			
資 産 計			40,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	住宅ローン	1	7,000
短期借入金			
未 払 金	資産計の金額を(資産計+負債計)の金額で除した値が10%未満である場合は、長期財務計画書を作成のうえで添付すること		
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支 払 手 形			
そ の 他			
負 債 計			7,000

*土地、建物等の不動産を所有している方は、固定資産課税台帳の写し等を添付してください。

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

誓約日を記入すること

高知県知事 様

申請者

住所 〇〇県〇〇市〇字〇番地〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

申請者が法人である場合は、法人の履歴事項全部証明書のとおり、申請者が個人である場合は、住民票のとおり記入すること

(誓約書に係る参考資料)

○法第 14 条第 5 項

都道府県知事は許可申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

○法第 14 条第 5 項第 2 号

イ 第 7 条第 5 項第 4 号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

○法第 7 条第 5 項第 4 号イからチ

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ホ 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日以前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)

ヘ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項(第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日以前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「政令」という。)第 4 条の 6

法第 7 条第 5 項第 4 号ハに規定する生活環境の保全を目的とする法令は、次のとおりとする。

一 大気汚染防止法

二 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)

四 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)

五 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)

六 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)

七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成 4 年法律第 108 号)

八 ダイオキシン類対策特別措置法

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

○政令で定める使用人(政令第 4 条の 7)

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

誓約書

- 申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。
- 産業廃棄物処理業（）において責任を持って実施し、遵守 **本様式は、優良認定の申請を行う場合のみ提出すること**
- 公害その他の問題が生じたときは、責任をもって処理し解決致します。
- 年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号及び第10条の12の2第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

高知県知事 様

申請者が法人である場合は、法人の履歴事項全部証明書のとおり、申請者が個人である場合は、住民票のとおり記入すること

申請者

住所 〇〇県〇〇市〇字〇番地〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（備考）

1 特定不利益処分について

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

2 上記4に記載する特定不利益処分に係る一定期間について

事例	一定期間	記載例
優良認定の申請をする場合 通常 of 許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）	令和2年4月1日に申請する場合、「平成27年4月1日から令和2年3月31日まで」
既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）	令和2年4月1日に申請する場合、「平成25年4月1日から令和2年3月31日まで」

長期財務計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

申請者が法人である場合は、法人の履歴事項全部証明書のとおり、申請者が個人である場合は、住民票のとおり記入すること

住所 〇〇県〇〇市〇字〇番地〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

今後の収支計画 (翌年度の決算期から5年分) について

(単位: 円)

		年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
売上高	A					
売上原価	B					
売り上げ純利益C(A-B)						
販 売 管 理 費	給 与 手 当					
	法 定 福 利 費					
	減 価 償 却 費					
	賃 借 料					
	燃 料 費					
	修 繕 費					
	そ の 他					
	合 計	D				
営業利益	E (C-D)					
営業外利益	F					
営業外費用	G					
経常利益	H (E+F-G)					
累積利益						

- * 1 累積利益は、直近の事業年度に計上している「その他利益剰余金 (純資産の部)」に当該収支計画の各経常利益の額を合計した値を記載してください。
- * 2 経費の節減計画は、具体的にどうするかを別紙に記載してください。
- * 3 売上高を伸ばした計画にしている場合は、その理由を別紙に記載してください。
- * 4 直前3年間の損益計算書で経常赤字が生じている場合は、赤字となった理由を別紙に記載してください。